

令和 7 年 9 月 会 議

第 27 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開 催 年 月 日 令和7年9月25日(木)

開 催 の 場 所 議会棟全員協議会室

出 席 委 員

議席番号 1 番	森 山 謙 治	議席番号 9 番	金 子 美登里
議席番号 2 番	比留川 賢 次	議席番号 10 番	橋 本 久 男
議席番号 3 番	笠 間 保 一	議席番号 11 番	大 塚 秀 一
議席番号 4 番	比留川 義 昭	議席番号 12 番	宇 野 政 信
議席番号 6 番	内 田 直 彌	議席番号 13 番	早 川 新 市
議席番号 7 番	早 川 晴 子	議席番号 14 番	古 塩 貞 夫
議席番号 8 番	木 村 寛		

欠 席 委 員

出 席 推 進 委 員

第1地区担当	山 田 英 毅	第3地区担当	志 澤 輝 彦
第2地区担当	峯 山 健 吾		

欠 席 推 進 委 員

傍 聴 人 0 名

提 出 し た 議 案

議案第 27 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 28 号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 29 号	農用地利用集積等促進計画の決定について
議案第 30 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第 31 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
報告第 6 号	専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による
採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	中 西 忠 彦
次 長	鈴 木 武 志
主 幹	古 賀 治 美
主 査	小 室 洋 史
主 事	鈴 木 美 咲

9 時 30 分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）《挨拶》

それでは第 27 回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は、13 名、推進委員は 3 名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に 3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。

本日は、3 番笠間委員、4 番比留川 義昭委員のご両名にお願い申し上げます。

次に 4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（古賀主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせていただきますと思います。事前に配布させていただきました総会議案書、農地法第 5 条に係る資料 1、協議会資料のほか、本日皆様の机上に、諸般の報告、農政時報をお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。

諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

今後の予定について申し上げます。9 月 30 日綾瀬市再生協議会臨時総会 313 会議室において、会長が出席される予定でございます。10 月 20 日、審議案件現地調査、市内一円において、第 3 班の委員が出席される予定でございます。同日、令和 7 年 10 月（第 28 回）農業委員会総会議案打合せ、農業委員会事務局において、会長、職務代理が出席される予定でございます。28 日、令和 7 年 10 月（第 28 回）農業委員会総会、議会棟全員協議会室において委員全員が出席の予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の 5 ページをご覧ください。審議前に、当日総会分を申し上げます。法第 3 条許可申請 2 件 2,621 平方メートル、法第 5 条許可申請 1 件 6,127 平方メートル、農用地利用集積等促進計画決定 6 件 7,499.84 平方メートル、相続税納税猶予証明 1 件 1,500 平方メートル、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明 1 件 3,367 平方メートル、法第 5 条届出 1 件 95 平方メートル、法第 18 条通知等 2 件 5,186.92 平方メートル、納税猶予特例農地の利用状況 1 件 6,928 平方メートルでございます。以上でございます。

議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より 5 の議事日程に入ります。

本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をい

ただきますよう、よろしくお願いいたします。また、会議の進行に当たりまして、特段のご協力を賜りますよう併せてお願いいたします。

それでは、日程第 1 号、議案第 27 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 7 番について、議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 6 ページ、7 ページをご覧ください。

農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 7 番でございます。

申請地は[REDACTED]、地目畑、現況畑、地積 1,649 平方メートルでございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地外でございます。場所につきましては、7 ページをご参照願います。申請理由は、農業経営の継承を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転でございます。

譲受人は、利用集積の畑 5,994 平方メートルを耕作し農業経営を行っており、これらの農地全てが耕作されていることを確認済でございます。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、子、子の妻の 4 名、従事日数は 360 日です。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。4 番 比留川 義昭委員

○4 番（比留川 義昭君）本件について、9 月 18 日第 2 班私のほか 2 名の委員、事務局 3 名計 6 名で現地調査を行いました。なお、本日の審議案件につきましては、同メンバーで現地調査を行いましたのでご報告いたします。

今回の許可申請時の現地は、耕うん状態で農地として適正に管理されていまして。今回の許可申請につきましては、第 2 班としましては、許可妥当と判断いたしました。皆さんの審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等ありましたらご発言願います。7 番 早川 晴子委員

○7 番（早川 晴子君）本件につきまして地元委員として発言いたします。9 月 17 日譲受人の奥様と現地に行き、確認、聞き取りを行ってまいりました。

譲受人である、[REDACTED]さんは[REDACTED]歳とご高齢で、こちらのご長男夫婦は病死されていて、そのお子様は勤め人で、農業はやらないということです。お父様からすると農業をやってくれる人に継いで欲しいという希望がありまして、長女ご夫妻が引き継いでやることとな

りました。現在、お子様も一緒に農業をやられています。状況としては、メインは白いトウモロコシで2月に植え付けが始まり、夏に収穫。他にブロッコリー、カリフラワー、キャベツ、枝豆、ハウスではレタスを栽培しています。今ちょうど、合間で端の方にサツマイモがあり他は耕うん状態でした。

譲受人につきましては熱心に農業を営んでおられ、後継者もあり、今後の農業経営についても安定していると考えます。今回の許可申請につきまして、地元委員としても許可妥当と思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号7番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

それでは、次に同じく、農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号8番について、議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号8番でございます。

申請地は■■■■■■■■■■外1筆、地目山林、現況畑、地積合計972平方メートルでございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地外でございます。場所につきましては、9ページをご参照願います。

申請理由は、農業経営の継承を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転でございます。

譲受人は■■歳、綾瀬市で家族とともに農業経営をおこなっており、これらの農地すべてが耕作されていることを確認しております。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、父、母の4名で、従事日数は360日です。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君））事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告をお願いします。4番 比留川 義昭委員

○4番（比留川 義昭君）許可申請地の現地は、里芋などが作付けされている部分と、耕うん状態で、農地として適正に管理されていました。第2班としましては許可妥当と判断しました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等ありましたらご発言をお願いします。8番 木村委員

○8番（木村 寛君）報告をさせていただきます。9月18日に現地確認と、■■■■■さんにお会いしてお話を聞いてまいりました。畑には先ほど2班の方からの説明がありましたように、ミカンやサツマイモ、里芋、大根、ブロッコリー等々を、栽培しておりました。

■■■■■さんは現在■■歳で、父親が経営している■■■■■に、就農して7年目だということでございます。お父様から指導を受けて頑張っておりますので、許可申請については何も問題がないというふうに思います。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号8番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

それでは、日程第2号、議案第28号、農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号9番について、議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書10ページ、11ページをご覧ください。

議案第28号、農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号9番でございます。

申請人は記載のとおりです。申請地は■■■■■外3筆、地目畑、地積合計6,127平方メートルでございます。場所につきましては、11ページをご参照願います。転用目的は特別養護老人ホーム新築及び従業員用駐車場用地確保のためとのことございま

す。土地利用計画につきましては、別冊で配布してございます資料 1 に申請図面等でお示ししてございますのでそちらをご覧くださいと存じます。この転用に伴います工事の概要は、農地転用許可日以降入札方式により、工事請負契約を締結し、実際の工事の開始時期は令和 8 年 2 月頃になります。鉄骨造り地上 3 階建て、最高高さ 9.95 メートルの建物と駐車場を建設いたします。隣接地への被害防除措置といたしまして、C B ブロックによる雨水・土砂の流出防止をおこないます。また工事中は仮囲いを設置し、粉じんなどの飛散防止を行います。そのほかに必要な都市計画法の許可申請・綾瀬市開発指導要綱に基づく協議等も済んでおります。

工期は資料 9 ページのとおり 13 か月でございます。

立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による第 2 種農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告をお願いします。4 番 比留川 義昭委員

○4 番（比留川 義昭君）申請地の現地は、耕うん状態で農地として適正に管理されていきました。事務局の説明にありましたとおり、第 2 種農地に該当し、転用可能な農地であります。第 2 班としましては、許可妥当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、私から参考人に次の 6 点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

(参考人 答弁)

○参考人（[REDACTED]君）今回、落合北3丁目の特別養護老人ホームの建築に係る農地転用許可申請の書類等を作らせていただいています、[REDACTED]の[REDACTED]と申します。よろしくお願いします。

ご質問いただきました質問を順次回答させていただきます。

まず、転用を行う理由とこの地を選定した理由ですが、今回この特別養護老人ホームが、神奈川県補助金対象事業となっております。神奈川県の方から要望という形で、募集がありましてそちらに選ばれて、綾瀬市さんの高齢介護課さんと協議を行い、綾瀬市さんで開所計画したという形になっております。場所についてなんですけど、今綾瀬市さんの市内におきまして、特別養護老人ホームは既にもう3施設あるということをお聞きしています。市の高齢介護課さんとの協議といいますか、打合せの中で、市のほうで施設の立地箇所についてエリア分けをしまして、今回この市の中央部に施設がないということで、そちらで重点的に土地を探していた次第でございます。その中で今回に限らずなんですけど、特別養護老人ホーム、110床っていう結構大きな施設になりますので、市街化区域にはなかなかまとまった土地っていうのが見つからないという中で、今回このまとまった土地、調整区域の中で、小学校の北側の敷地になるんですけど、こちらを見つけてまして地主さんをお願いしまして、お貸しいただけるということで、選定した次第であります。

2番、土地利用計画及び施設概要についてですが、こちら申し上げたように特別老人ホーム及びデイサービスになります。建物は鉄骨造、3階建てになりますけど、建物の高さは10メートル以下の建物になります。南側にはですね、農地ではなく、資材置き場みたいな敷地がございまして、そのさらに南側に農地があります。そちらに関する、日照は問題ないと考えております。敷地ですが2つほどございまして、特別養護老人ホームの敷地は、4,270平米で、西側の綾瀬市道を挟みまして、またさらにその西側の土地で、1,800平米ほどの67台の駐車場、一般従業員用駐車場になるんですけど、こちらを考えております。排水に関してはですね、こちら道路内に既設の排水施設がないということで、いわゆる汚水とか、雑排水に関しまして、合併浄化槽を経由しまして処理します。雨水に関しましても、一時的に貯留を行いまして、浸透処理するという形で考えております。

3番、転用計画と周辺への防除対策等について、転用計画に関しましてこちらは一応借地になります。今回、この期間は52年になります。52年たったら本来であれば、建物を壊してお返しするっていう形になると思うんですけど、一応今のところちょっとそういった

実績がまだないので、県のほうからはいわゆる永久転用という形で、申請するようにというふうなお話をいただいています。防除対策ですが、工事中は当然のことながら粉塵とかの防止をするために、仮囲いというものを行います。音とか、例えばそういうほこりですね、そういったものが付近の農地に影響を与えないように、仮囲いを行います。実際に開所してからは、周りはコンクリートブロック塀の上にフェンスを付けるような形で、囲みますので、雨とかその敷地内の土砂みたいなものが、隣地に流れ込むということも、防ぐような形で考えております。照明ですができるだけ明るくないような物を、下に向けて設置しまして、特に隣地農地の作物に影響があるといけませんので、少し離して設置すると考えております。

4 番、工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について、工期は、今厚木土木事務所が開発行為の許可申請してしまして、そちらの開発審査会が、この 11 月に行われる予定になっております。そこで問題なく、許可という運びになりましたら、令和 8 年来年の 2 月 1 日から、令和 9 年再来年の 2 月 28 日までの約 1 年、工事期間として見ています。その期間の安全対策ですが先ほど申し上げたように防護柵、仮囲いなどで粉塵とかは防ぎ、出入口には当然のことながら誘導員を配置しまして、特にこちらは道路が、落合小学校、春日台中学校の通学路になっています。こちらに関しましては、計画の説明を小学校中学校にさせていただいております。

その中で、これ補助金事業になりまして、開発行為の許可、また、農地転用の許可いただいた後に建築確認申請というものをしまして、それが下りてから入札になります。

そこで工事費とか工事の施工業者が決まりますので、業者さんが決まりましたら、改めてそういう安全対策、工事の時間ですとか、どういった車両が入るんですとか改めて説明に来てくださいということで終わらせています。

5 番、隣接耕作者と周辺地域への説明状況について、これは開発行為という許可の中で、綾瀬市さんの開発条例というのが、手続きをさせていただいてしまして、その中の指導でも、近隣の説明をするようにと、当然近隣農地もございますので、農地の所有者様のほうにも今回計画内容の説明をさせていただいております。

併せて、先ほど申し上げました落合小学校の校長先生の説明、春日台中学校の校長先生、あと、自治会長様と、第 7 区長様に計画の説明をさせていただいております。

それに対して施設に関する、質問等は特にはないですが、これはやはり通学路ということで、その安全対策について心配されていまして、これは業者が決まりましたら引き続き、

安全対策について、ご説明と協議を進めていきたいと思っております。

6 番、施設の管理計画なんですけど、こちら 3 交代制の施設になりまして、夜間必ず職員がいるような形になります。中の職員は大体 5 名ぐらい、全体で 70 名ぐらいの職員で 3 交代という形になりますが、建物の管理に関しては、必ず誰かしらおりますので、何かあったときには、そちらのほうで対応するという計画になっております。ご質問に関する回答は以上になります。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に質疑がありましたらご発言をお願いいたします。10 番 橋本 委員

○10 番（橋本 久雄委員）確か隣、ガソリンスタンドの計画の隣だね。

○参考人（XXXXXXXXXX 君）そうです。

○10 番（橋本 久雄委員）あの場所にガソリンスタンド作るって出したら、小学校の PTA が反対して、いまだに着工できていないと思う。XXXXXXXXXXの重機置き場を作るときも、PTA が反対したらしいですよ。そのあと続いて、この場所でガソリンスタンドも、PTA も反対したと思う。特別養護老人ホームを造るのを俺は反対しているんじゃないくてね、通学路として、PTA が何にも言わなければいいですが。危ないですよ。

○参考人（XXXXXXXXXX 君）ガソリンスタンドの計画が何かその出入口の関係で、小学校と協議が整わずに困っている話は、伺っております。

今回は一応現地に、近隣の方にお知らせできるように、特に小学校の通学路になっていきますので、送り迎えの保護者の方とかも必ずとおるため、お知らせも立てます。

○10 番（橋本 久雄委員）だから、通学時間帯を外すならいいけど。朝晩の特に朝、通学時間帯と一緒に工事を始めると、結局何かしらあった場合は言い訳利かないから、通学時間帯の午前中、朝の通学時間帯ぐらい、工事の車の出入りはやめたほうがいいんじゃないか。

○参考人（XXXXXXXXXX 君）先ほどちょっと申し上げたように、まだこちらの工事業者が決定していませんで、私のほうは今、出席させていただいている立場で、今ここで通学時間帯に工事をやる、やらないっていうのは、ちょっと正直申し上げることはできないですが、そちらは当然そういう懸念があるっていうことで、事業者も認識はしております。そういった中で、今後ちょっと協議によって落合小学校とか春日台中学校との協議によって、決定するものになると思います。

○議長（古塩 貞夫君）橋本委員どうですか、

○10 番（橋本 久雄委員）通学時間帯に何かあったら言い訳が利かないから、そのところをうまくやってほしいです。

○議長（古塩 貞夫君）その旨工事業者のほうにも含めて、申し送りもおっしゃってください。

○参考人（XXXXXXXXXX 君）はいわかりました。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質問は、以上といたします。

それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございます。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございます。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。2 番 比留川 賢次委員

○2 番（比留川 賢次委員）ただいま、代理人の北村さんのお話があったことと重複するんですが、地域担当委員として、報告をさせていただきます。9 月 18 日に、譲受人の依頼者代理人と、現地調査を実施し、現況については、多少下草がありましたが、耕うん状態があります。先ほどもお話があったように、現地は、小学校に隣接して、児童の通学には万全を期して工事を実施していただきたい旨を伝えました。また、通学路道路については、現在 5 メートルを 6 メートルに拡張し、通学路については、先ほどもお話があったように、高いフェンスを取付け、万全を期すとのことです。また、工事着工が来年になることから、農地の管理はしっかり行っていくとのことです。

これらのことから、地域担当委員としては、農地転用許可申請に問題はないと思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請、整理番号9番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、日程第3号、議案第29号、農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。初めに新規の促進計画である整理番号75番及び76番を審議いたします。

事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書12ページ、13ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号75番及び76番でございます。

農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。

借人の耕作面積は33,742平方メートル、設定する土地は[REDACTED]外8筆、地目田、地積合計1,481.92平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和7年12月1日から令和10年11月30日までの3年間でございます。

利用目的は露地野菜、設定初年は令和7年、新規の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。

場所につきましては、13ページの案内図をご参照願います。

貸人は、300日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、貸し付けを行いたいとのことでございます。

借人の状況でございますが、綾瀬市において、利用集積による畑5,934平方メートル、藤沢市において利用集積の畑27,808平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人1名で、従事日数は365日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。4番 比留川 義昭委員

○4番（比留川 義昭君）現地は、キャベツが作付けされ、農地として適正に管理されてきました。第2班としましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。

以上、皆さんのご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしてい

ただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第1地区 山田
推進委員

○第1地区（山田 英毅君）本日審議がなされます農用地利用集積計画決定事案について、
9月18日、第2班に同行させていただき、現地調査を行ったことをご報告させていただきます。
現地の状況は先ほど第2班の代表委員が述べられたとおり、整理番号75、76は現在
キャベツが定植されています。借人は綾瀬市、藤沢市で広く農業を営んでいます。利用集
積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以
上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご
発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号75番及び76番について、賛成の
委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案
のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、継続の促進計画である整理番号77
番から80番まで、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書14ページから17ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号77番から80番まででございます。

農地中間管理権の設定をする者及び設定する土地等は記載のとおりでございます。

各借人の状況につきましては、別紙の借人情報をご覧ください。場所につきましては、各
案内図をご参照願います。

各貸人は、農地の管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでござい
ます。全ての農地において、適切に管理されていることを事務局で現地確認しております。
以上により、全ての議案において、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たし
ております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）これらの件について意見等がありましたらご発言をお願いいたしま
す。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 77 番から 80 番までについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、全て原案のとおり可決されました。

次に、日程第 4 号、議案第 30 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。整理番号 2 番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 18 ページ、19 ページをご覧ください。

相続税の 納税猶予に関する適格者証明願について、整理番号 2 番でございます。被相続人及び農業相続人は記載のとおりです。

申請地は、XXXXXXXXXX、地目畑、地積合計 1,500 平方メートルでございます。

場所につきましては、19 ページの案内図をご参照願います。

内容といたしましては、当該土地について、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるための適格者である旨の証明願いでございます。

相続開始年月日は令和 6 年 12 月 29 日、都市計画区域等につきましては、市街化区域、生産緑地で相続税納税猶予の適用農地でございます。

農業相続人は、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は本人、妻、母の 3 名で、従事日数は 350 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。4 番 比留川 義昭委員

○4 番（比留川 義昭君）申請地はネギ、里芋、落花生が作付されていまして。後は耕うん状態で、適正に管理されておりました。申請者は、意欲的に農業経営を取組、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、2 班としましては、適格者証明書の発行に問題はないと判断しました。以上です。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。7 番 早川 晴子委員

○7 番（早川 晴子君）本件につきまして地元委員として発言いたします。9 月 18 日午前中、2 班の皆さんと現地調査を行いまして、午後申請人に面会してまいりました。現地は、先

ほどの説明のとおりで、耕うん状態でした。農地としてしっかり管理されています。申請者は他にハウスで洋ランを扱っておりまして、今後も農業経営を行っていきたいと意欲的にお話をされていました。地元委員としては申請者の農業の継続意思も確認できましたので、適格者証明書の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、整理番号 2 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願い出のとおり証明することに決定されました。

次に、日程第 5 号、議案第 31 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを議題といたします。整理番号 5 番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 20 ページ、21 ページをご覧ください。

議案第 31 号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、整理番号 5 番でございます。申出人である、農業の主たる従事者及び申出者は記載のとおりでございます。買取り申出生産緑地は、XXXXXXXXXX 外 6 筆、地目畑、地積合計 3,367 平方メートルでございます。内容といたしましては、生産緑地の買取り申出を行うに当たり必要となる、生産緑地法第 10 条の規定に基づく農業の主たる従事者である旨の証明でございます。買取り申出事由といたしまして、農業の主たる従事者の死亡、買取り申出事由が生じた年月日は、令和 7 年 2 月 22 日でございます。当該生産緑地は主たる従事者が生前、年間 260 日ほど耕作をされていたとの申し出でございます。場所につきましては、21 ページの案内図をご参照願います。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。4 番 比留川 義昭委員

○4 番（比留川 義昭君）現地は、現在下草がありますが、主たる従事者が存命であったときは、作付けされていました。農地として適正に維持管理されていたと認められますので、

第2班といたしましては生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願については問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。3番 笠間委員

○3番（笠間 保一君）本件につきまして地元委員として発言いたします。9月18日代理人に面会し、現地を確認いたしました。現地は雑草が生い茂っていましたが、申出者の父親が2月に亡くなり、管理ができなくなっていたものです。父親が存命中は、露地野菜を栽培し、農地として管理していたことを確認しております。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、整理番号5番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

次に、日程第6号、報告第6号、専決処分等についてを、議題といたします。事務局長より報告願います。

○事務局長（中西事務局長）それでは、議案書の22ページから25ページをご覧ください。日程第6号報告第6号専決処分等についてでございます。

本件につきまして、農地法第5条第1項第6号の規定による届出1件、農地法第18条第6項の規定による通知2件、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の報告について、1件ございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項及び第10条の規定によりご報告いたします。

議案書の22ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による届出1件でございます。転用の内容は駐車場で、地積合計95平方メートルでございます。

次に議案書23ページ及び24ページをご覧ください。農地法第18条第6号の規定による通

知 2 件でございます。整理番号 4 番と 5 番でございます。内容といたしましては、農業経営基盤強化促進法の定めによって設定された利用権について、合意解約されたことから、農業委員会に対し通知があったものでございます。なお、合意解約の日、都市計画区域等は記載のとおりでございます。

次に議案書 25 ページをご覧ください。3 の相続税の納税猶予に係る特例の内等の利用状況の報告整理番号 1 番でございます。本件につきましては、租税特別措置法の規定の適用を受けている農地の利用状況につきまして、税務署から照会がありましたので、ご報告いたします。農業相続人、利用状況確認地及び相続開始年は、それぞれ記載のとおりでございます。現地調査を実施したところ、耕運されている状態を確認し自ら農地として使用していた旨を回答いたしました。

以上、専決処分等の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第 6 号専決処分等についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、令和 7 年 9 月第 27 回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

10 時 19 分 閉 会